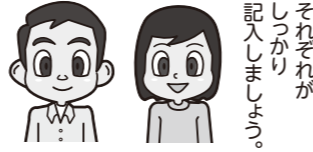


告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認ください・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

※本紙はお客様ご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※「保険申込書または加入申込票の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客様の控えとなりますので、大切に保管してください。

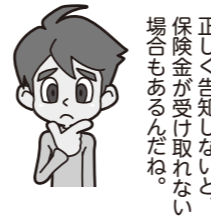
1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。



2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)^(注)から1年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。



保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

- 告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - ※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。
- 「詐欺による取消し」となった場合
 - 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
 - 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、代理店・扱者への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いいたします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は保険申込書・加入申込票の一部となっています。代理店・扱者は保険契約の告知受領権を有していますが、代理店・扱者に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

当社では、保険契約者(ご加入者)間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等の支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。



● 傷病歴等を告知した場合の取扱い (引受条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 1 特別な条件なしでお引き受けします。
- 2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
- 3 お引き受けできませんのでご了承ください。

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご契約後、ご契約内容について記載した「保険証券」「加入者証」または「保険申込書・加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件でのご契約については、保険申込書・加入申込票の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します(申込時に決定し、個別に当社から引受条件を通知するわけではありませんのでご注意ください)。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。



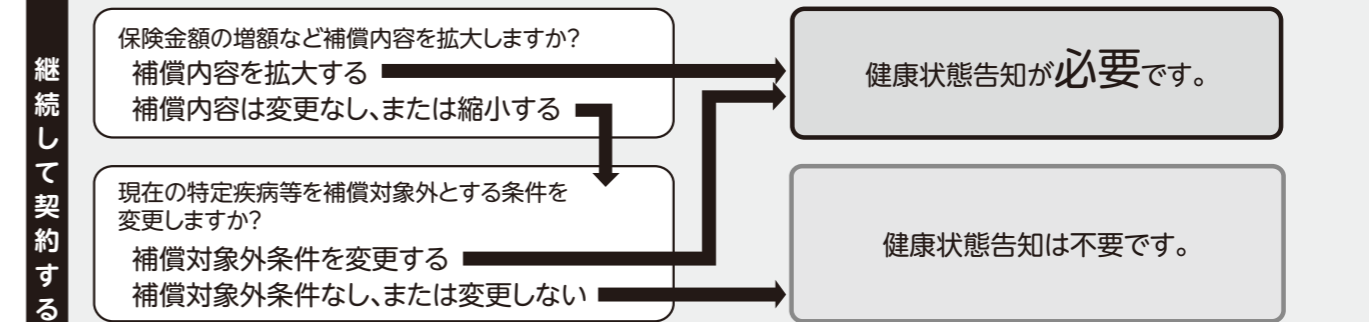
7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに契約する方
- 継続して契約する際に、保険金額を増額するなどの変更^(注)をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して契約する方は、新たに告知する必要はありません。



ご注意ください
保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例えばこんな場合... 現在は特定疾病等を補償対象外とする条件なしで契約。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

	現在のご契約	継続後のご契約	
ケース1 (同条件で継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。
ケース2 (増額して継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件なし	特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される	保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用します。

8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で契約する方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の引受条件を変更できる場合があります。継続して契約する際には現在の引受条件をご確認ください。

例えばこんな場合... 数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したこと、または手術(内視鏡手術等を含みます)を受けたことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※保険申込書・加入申込票の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「疾病コード」欄に関するご注意をご参照ください。

※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、「1告知の重要性」から「7健康状態の告知が必要な方」が適用されますので、ご注意ください。

9 その他の注意事項

正しく告知した場合でも、保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(ただし、保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約のセットにより、ご契約後1年を経過した場合は保険金をお支払いできる場合があります)。

例えばこんな場合... 契約申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご契約に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

<質問1>

「がん」「糖尿病」に関するご質問



- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
- ①今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

<質問2>

最近の健康状態・既往症に関するご質問



- 以下の①～③いずれかに該当する項目はありますか。
 - ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。
 - ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。
 - ③過去5年以内に、入院したこと、または手術(内視鏡手術等を含みます)を受けたことがある。
- ※ただし、後遺症のないケガおよび下記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受けし、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について

- 「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
 - 「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
 - 「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方(指示)されていること(自己判断により服薬していない場合も含みます)をいいます。
- ※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

- 医師から処方(指示)されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
 - 市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
 - メタボリック健診の指摘
 - 「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
- ※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

<質問3>

女性の方で「妊娠に伴う身体障害補償特約」のセットを希望される場合のみのご質問



- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
 - ①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)で医師の治療を受けたことがある。
- ※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。
- | 妊娠または分娩に伴う病気・症状の例 | |
|---|--|
| 異常妊娠(子宮外妊娠など)、異常分娩(帝王切開分娩など)、妊娠悪阻(つわりの重いもの)、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、流産、早産、切迫流産 など | |
- ②現在、妊娠している。

「流産」とは、妊娠22週未満で、胎芽・胎児が子宮外に出してしまうこと(子宮内で死亡している場合を含みます)をいいます。

「早産」とは、妊娠22週から37週未満の分娩をいいます。

病気・症状一覧表の解説

群名	病 気 ・ 症 状 一 覧 表									
	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群	
	A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	その他の疾病	
甲欄	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病	
	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●脳梗塞 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害※ ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます)	
乙欄	●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	厚生労働省指定の難病の例(2019年3月現在) パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など	

※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

「脳卒中」について
●心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「不整脈」について
●心臓の拍動に早い(頻脈)、遅い(徐脈)、不規則(期外収縮)などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について
●精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症などが含まれます。

厚生労働省指定の難病について
●具体的な例は左表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/>)をご確認ください。
●なお、メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで契約いただけます。

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

(例)	L45 疾病コード	562 疾病・症状名 カナ (R0の場合のみ記入)
	R0	【コウジョウセンキノウテイカショウ】

上記「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的な名称を「疾病・症状名」欄にカナでご記入ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して契約したときは、保険申込書・加入申込書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご契約の取消しをすることがあります。

病気・症状名のみをご記入ください。診断された経緯や状況などは記入しないでください。

誤った記載例	解説
ミギメハクナイショウ(右目白内障)	部位の左右などは特定せず、病名のみ「ハクナイショウ」のように記載してください。
コウジョウセン(甲状腺)	部位名でなく、病気・症状名を記載してください。
イセツジョウジュツ(胃切除術)	手術名でなく、原因となった病名を記載してください。
ハツネツ(発熱)	原因となった病名を記載してください。

「疾病コード」欄に関するご注意

継続して契約する方で、「疾病コード」欄に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

「疾病コード」欄に右記の「A2」～「X6」のコードが印字されている場合

(例)

L45 疾病コード	A6	該当した病気・症状が属する群全体の病気・症状が補償対象外となっています。
-----------	----	--------------------------------------

「疾病コード」欄に右記の「67」～「R0」のコードが印字されている場合

(例)

L45 疾病コード	67	該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。
-----------	----	-------------------------------

A2	A4	A6	C2	C4	C6	F2	F4	F6	H2	H4	M2	M4	M6	X2	X4	X6
上記「病気・症状一覧表」の甲欄および乙欄記載の病気・症状	循環器	循環器の病気	上記「病気・症状一覧表」のC群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	胃腸	胃腸管関係の病気	上記「病気・症状一覧表」のF群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	腎臓・泌尿器	腎臓、泌尿器の病気	上記「病気・症状一覧表」のH群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	婦人病	上記「病気・症状一覧表」のD群、E群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	肝臓、胆のう、すい臓	肝臓、胆のう、すい臓の病気	上記「病気・症状一覧表」のI群の甲欄および乙欄記載の病気・症状	肺・気管支	呼吸器の病気
	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋こうそく ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症		●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎不全 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	●腎臓・泌尿器の病気 ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石	●子宮がん ●子宮筋腫	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝臓・胆のう炎 ●すい臓炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	●結核 ●肺がん ●ぜんそく ●肋膜炎 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺炎	

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

(例)

562 疾病・症状名 カナ (R0の場合のみ記入)	コウジョウセンキノウテイカショウ
---------------------------	------------------

「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となっています。

コード番号		
67 白内障	79 メニエール病	95 パセドウ病
68 緑内障	80 梅毒などの性病	96 頭部外傷による後遺症
69 椎間板ヘルニア	89 貧血症	97 腸閉塞
70 腰痛症(ぎっくり腰など)	91 痔疾	98 職業病
72 頸椎捻挫(むちうち症)	92 蓄膿症	90 「疾病・症状名」欄に具体名を記載された病気・症状
74 神経痛	93 中耳炎	
75 関節リウマチ	94 骨髄炎	

健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領

所得補償保険を今回新たに契約する方および継続して契約する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、保険申込書・加入申込書の健康状態告知書質問事項回答欄に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。

- 継続して契約する場合で、補償内容を拡大するご契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄へのご記入は不要です。
- 被保険者ご本人がご回答ください。
- 各質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

質問事項

<質問1>
「がん」「糖尿病」に関するご質問

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに「がん」（悪性新生物をいい、上皮がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます）にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。

②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

はい → お引き受けできません。ご了承ください。

いいえ → 健康状態告知書質問事項回答欄の質問1は「いいえ」に○印をしてください。

(例)

質問 1
L53
はい ①
いいえ ②

病気・症状が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当される方

お引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当される方

該当群（A～I群）の甲欄および乙欄に記載の病気・症状すべてを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。

健康状態告知書質問事項回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に該当する右表の群名コード（A1～Y1）をご記入ください。

(例)

質問 2	特定疾病等対象外欄
L54	X1
はい ①	
いいえ ②	

「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方

その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。

健康状態告知書質問事項回答欄の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄にR0、「疾病・病状名」欄に病名をカナでご記入ください。

(例)

質問 2	特定疾病等対象外欄
L54	R0
はい ①	
いいえ ②	

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方

病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

<質問2>
最近の健康状態・既往症に関するご質問

●以下の①～③いずれかに該当する項目はありますか。

①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療（医師の指示による服薬を含みます）を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。

②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常（要検査・要精密検査・要治療・要経過観察）を指摘されたことがある（検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます）。

③過去5年以内に、入院したこと、または手術（内視鏡手術を含みます）を受けたことがある。

※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

はい → 質問2の①～③1つでも該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。

いいえ → 健康状態告知書質問事項回答欄の質問2は「いいえ」に○印をしてください。

(例)

質問 2
L54
はい ①
いいえ ②

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒（かぜ）、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんどう炎、急性咽頭炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そばいへルニア、虫歯

<質問3>
女性の方で「妊娠に伴う身体障害補償特約」のセットを希望される場合のみのご質問

●以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。

①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状（帝王切開を含みます）で医師の治療を受けたことがある。

※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。

妊娠または分娩に伴う病気・症状の例
異常妊娠（子宮外妊娠など）、異常分娩（帝王切開分娩など）、妊娠悪阻（つわりの重いもの）、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、流産、早産、切迫早産 など

②現在、妊娠している。

はい → 「妊娠に伴う身体障害補償特約」のお引き受けはできません。ご了承ください。

いいえ → 健康状態告知書質問事項回答欄の質問3は「いいえ」に○印をしてください。

(例)

質問 3
L2A
はい ①
いいえ ②

・質問事項に対する回答の記載がない場合やご回答内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われないことがあります。

・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります。あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でのご継続となります。

・ご回答の内容にかかわらず、初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません（ただし、保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約のセットにより、ご契約後1年を経過した場合は保険金をお支払いすることができます）。

・継続して契約する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合の補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」に記載していますのでご確認ください。

A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作（TIA）など） ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺気腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃、腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ（関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患） ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害（うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害※1 ●膠原（こうげん）病 ●血友病 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症
●高血圧症（医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合） ●高脂血症・脂質異常症（高コレステロール血症を含みます） ●不整脈（心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど） ●先天性心疾患（心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など）	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎（肋膜炎）	●胃、腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝硬変 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石（症） ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●胆石（症） ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内腺症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	※1:具体的に、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要目ICD-10（2003年版）準拠」によります。 ※2:メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することでご契約いただけます。

【記入例】

※健康状態告知書質問事項回答欄

質問 1	質問 2	質問 3	特定疾病等対象外欄	
L53	L54	L2A	L45 疾病コード	562 疾病・症状名をカナ（R0の場合のみ記入）
はい ① いいえ ②	はい ① いいえ ②	はい ① いいえ ②	R0	コウジョウセン キノウテイカショウ

裏面または別紙の「健康状態告知書質問事項」の（病気・症状一覧表）から該当するものを右記にご記入ください。

質問3は妊娠に伴う身体障害補償特約をセットする女性のみご回答ください

厚生労働省指定の難病の例（2019年3月現在）

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎/多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、サルコイドシス、パーチエツト病、原発性胆汁性肝硬変 など

「疾病・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意 - 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して契約したときは、保険申込書・加入申込書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご契約の取り消しをすることがあります。